

2010 年 1 月 23 日  
日本宇宙少年団 本部

### 日本宇宙少年団表彰大綱の改訂について

1 . 団員の表彰について

これまで表彰の対象は地区組織であり、平成 21 年分団長会議に於いて、平成 21 年度分からはリーダーについても表彰を行うこととなったが、さらにその範囲を団員にも広げることとする。

2 . 表彰の基準について

表彰の基準を具体的に定めた細則を制定する。

## 日本宇宙少年団表彰大綱（21本部達第2号）

### （趣旨）

第1条 日本宇宙少年団活動に貢献した分団・支部・地方本部・地区連絡協議会（以下地区組織とする）指導員**及び団員**の活躍をたたえるために、日本宇宙少年団表彰規定に基づき本大綱を定めて表彰を行い日本宇宙少年団活動の発展に資する。表彰の決定に際しては公平な視点に立ち、特定の地区組織にかたよることなく、できる限り多くの地区組織を称え、地区組織活動ならびに日本宇宙少年団活動全体の活性化に結びつけるものとする。

### （表彰の対象）

第2条 日本宇宙少年団に所属する地区組織、指導員**及び団員**

### （表彰の実施時期）

第3条 日本宇宙少年団分団長会議において前年度中に本部及び地区組織が行った活動を対象に表彰を行う。

### （表彰の決定方法）

第4条 表彰団体は年度単位で決定する。該年度中に行った分団の活動について、主に本部に提出された活動報告書をよりどころとし、日本宇宙少年団表彰規定に基づいて設置した審査会議において審議し表彰団体**及び個人**を決定する。

### （基本となる表彰の基準）

第5条 次の各号に該当し、他地区組織の範とするに足るものと認められた場合に表彰する。

- （1）他の分団等の模範となるような地区組織活動が行われ、健全に活動が運営されていることが認められる場合。
- （2）年間を通じて分団活動に参加する団員数ならびに指導員数が多く、活動が活発であると認められる場合。
- （3）前年度に比べて団員数が大きく増加した場合もしくは地区組織の拡大に貢献する活動をおこなった場合。  
なお、団員数比較の基準となる分団員数については毎年3月末日の有効団員数をあてるものとする。
- （4）他の地区組織の参考となるような新しい活動プログラムや教材を開発した場合。
- （5）他の地区組織の模範となるような情報発信もしくは広報活動を行ったと認められる場合。
- （6）他の地区組織ならびに他団体や地域社会との交流において秀でた活動を行ったと認

められる場合。

(7) 他の指導員の模範となるような活動を行い、本部長もしくは所属する地区組織の長の推薦を受けた指導員。

(8) 他の団員の模範となるような活動を行い、本部もしくは所属する地区組織の長の推薦を受けた団員。

(9) その他、審査会議において特に秀でた活動と認められた場合。

第6条 表彰の基準は、細則による。

附則 この表彰大綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則 この表彰大綱改定は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この表彰大綱改定は、平成22年4月1日から施行する。

## 【細則】分団表彰の基準について

### 1. 表彰の基準

#### (1) 優秀活動賞・・・表彰大綱第5条(1)(2)

年間12回以上の活動報告が提出されている。但し、YACと直接関係のない活動は除く。但し書き以降新規  
年間の延べ活動参加者数が300名以上である。  
年度当初に活動計画が提出されている。新規  
上記～をすべて満たしている分団

#### (2) 団員獲得賞・・・表彰大綱第5条(3)

前年度からの団員数が10名以上増加している。

#### (3) 組織拡大賞・・・表彰大綱第5条(3)

新規分団結成に対し貢献した。

#### (4) 教材開発賞・・・表彰大綱第5条(4)

活動教材集製作に対し、独自の開発教材を提供した。

#### (5) PR貢献賞・・・表彰大綱第5条(5)

YAC本部ホームページ内の分団ページに、当該年度の活動が12回以上報告されている。(WEBでの報告は平成20年10月開始のため、平成20年度分については5回以上とする。)

独自のホームページを持っており、以下のメンテナンスがされている。

・当該年度の活動が紹介されている。

・掲示板が荒らされていない。

・本部ホームページとのリンクがなされている。

新聞等のメディアに年5回以上記事が掲載されており、記事が本部にも送付されている。新規

上記～をすべて満たしている分団

#### (6) 合同活動賞・・・表彰大綱第5条(6)

他の地区組織または他の青少年団体との合同の活動を1回以上行っている。

#### (7) 特別賞

結成20周年で現在も活動を継続している。(一昨年度及び昨年度表彰された、結成22周年及び21周年の分団は除く。)

### 2. 表彰審査会議構成者

【本部】本部長、副本部長、

【本部運営委員会】委員長・おとな部会長・子ども部会長

【財団】専務理事、事務局長

### 3. 平成21年度以降の表彰基準について

#### (1) 団員及び指導員の表彰について

次のとおり表彰する。

団員：所属する分団の年間の活動回数が10回以上であり、そのすべてに出席している。

指導員：SELを対象に、永年勤続表彰を行う。平成21年度分については、10年以上及び20年以上を表彰する。平成22年度以降については、5年、10年、20年、30年以上の指導員を表彰する。但し、分団長は分団の

総合力として位置づけ、現時点では表彰の対象としない。なお、対象者については、本部より候補者リストを提示し、分団長の推薦をいただくものとする。

( 2 ) 表彰の時期について

分団長会議ではなく、当該年度終了後、速やかに表彰分団を決定し、表彰する。

( 3 ) 活動報告について

活動報告については、WEB での活動報告推進のため、WEB ベースでの活動報告のみを表彰の対象とする。